

令和3年9月30日

保護者の皆様

東久留米市立西中学校
校長 藪野 勝久

授業等閲覧のための学習者用端末利用について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

これまで、本校をはじめとする東久留米市立学校では、東久留米市教育委員会の指示により、新型コロナウイルス感染症の拡大状況の観点から、緊急措置として、通学が難しいお子様は欠席扱いをせず、授業等で使用する教材の配布だけでなく、タブレット端末を活用した授業等の配信を希望者に行ってまいりました。

この度、東京都に発令されていた緊急事態宣言が9月30日をもって解除されたこと及び本市における感染症患者数が9月中旬から減少傾向にあることから、今後、タブレット端末の活用については下記のとおりとなります。

記

1 授業等閲覧について

タブレット端末を活用した授業等の閲覧については、原則として9月末をもって終了となります。なお、やむを得ない事由により引き続き登校が難しいお子様に関しては、授業等閲覧の希望について担任を通じて個別にご相談ください。また、文部科学省からの通知により、義務教育における登校は必要なものとして、緊急事態宣言が解除された期間については、新型コロナウイルス感染症に感染はしていないものの感染の不安による欠席は、欠席の扱いとなりますのでご承知おきください。

2 学級閉鎖時の対応について

今後、感染拡大防止のための学級閉鎖の措置を行う必要がある場合、学級閉鎖を行う学級に在籍するお子様は、タブレット端末を持ち帰り、ご家庭の通信環境を利用して学校が配信する学習支援を活用して学習を行うこととなります。なお、通信環境の対応ができないご家庭のお子様は、学校にご相談ください。詳細については、対応の必要が生じた場合に改めてお知らせします。

【問合せ先】

副校長 遠山 伸二

電話 042-471-4400